

**道路占用者中央会議代表幹事
桜田孝善委員 提出資料**

1. 土地評価額を指標とした所在地区分見直しに関して、事務局案を元に影響度を試算したところ、約10～35%の増額になると推定されます。しかしながら、この試算結果は区分数や区切り方によって、増減額が大幅に変動することが容易に想定されることから、見直しにあたっては、値上げの影響額を最小にする区分数・区切り方を要望します。
2. 社会情勢が大きく変化していない状況下で、占用料の考え方の見直しのみにより占用料が大きく変動することは常態ではありません。よって、本部会で議論された占用料の考え方の見直しを適用し、結果として占用料が大きく変動する場合には、制度変更に伴う激変緩和措置を要望します。
3. 政策減免については、現状を鑑み継続の判断を頂くことを要望します。また、昨今の社会情勢を踏まえ、新たな政策減免を講じることも必要と考えます。併せて、現行の激変緩和措置についても継続措置を要望します。
4. 現行区分数からの増加や、占用料改定毎に所在地区分の見直しによる市町村に入れ替えが頻繁に行われることは、道路占用事務作業の煩雑化を招くことになり、制度の安定性の観点から望ましくありません。よって、占用料の見直しあたっては、道路管理者と事業者の道路占用業務が効率化され、そのメリットを双方が享受できることを望みます。
5. 直轄国道の占用料の見直しは、少なからず地方公共団体への影響があることを考慮し、検討を進めることをお願いします。また、地方公共団体の占用料については、土地価格を反映した直轄国道占用料を参考として設定するよう務めるべきと考えます。